

答申第19号
平成10年11月20日

秋田県教育委員会様

秋田県公文書公開審査会 会長 伊藤彦造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成9年5月19日付け教高-199及び同年7月28日付け教高-467で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

教育庁高校教育課の「平成5～9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題について」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第47号、諮問第50号～第54号）

【別 紙】

諮問 第47号、第50号～第54号

答 申

第1 審査会の結論

教育庁高校教育課の「平成5～9年度の秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題について」(以下「本件公文書」という。)について、秋田県教育委員会(以下「実施機関」という。)が非公開としたことは妥当である。

第2 本件事案の審査方法

諮問第47号及び第50号から第54号までに係る本件事案は、6名の異議申立人からそれぞれ別個に提起された異議申立てに係るものであるが、審査の対象となる本件公文書は、対象年度こそ異なるものの、同一の性格を有するものであり、かつ、6名の異議申立人の「異議申立ての理由」及びそれらに対する実施機関の「非公開とした理由」が共通していることから、これらを併合して審査し、一括して答申することとした。

第3 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

それぞれの異議申立人は、秋田県公文書公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、次のとおり秋田県公立学校教員採用試験の試験問題及び模範解答の公開を請求した。

諮問番号	請求年月日	対象採用年度(試験実施年度)
第47号	平成9年2月19日	平成9年度(平成8年度)
第50号	平成9年4月28日	平成5年度(平成4年度)
第51号	平成9年4月28日	平成6年度(平成5年度)
第52号	平成9年4月28日	平成7年度(平成6年度)
第53号	平成9年4月28日	平成8年度(平成7年度)
第54号	平成9年4月28日	平成8年度(平成7年度)

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、条例第6条第1項第4号の規定により非公開とし、平成9年2月19日請求に係るものについては同年3月5日、同年4月28日請求に係るものについては同年5月9日付けでその旨をそれぞれの異議申立人に通知した。

3 異議申立て

それぞれの異議申立人は、平成9年3月5日付けの非公開決定については同年4月28日、同年5月9日付けの非公開決定については同年7月1日、この処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第4 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第5 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、実施機関が、秋田県公立学校教諭等採用候補者を選考するために、平成4年度から平成8年度までに実施した「秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験」の一般教養、教職教養及び各教科・科目の筆記試験問題並びにそれらの模範解答（以下「試験問題等」という。）である。

2 条例第6条第1項第4号該当性について

実施機関は、本件公文書が条例第6条第1項第4号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

本号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、

(一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これらに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができるとしたものである。

試験問題等については、教育庁職員を中心に委嘱された作成委員が、日常の業務をこなす中でその作成作業を行い、しかも限られた人数で秘密裏に、かつ短期間（概ね2カ月）のうちに一般教養、教職教養及び各教科・科目にわたる多様な分野について適正、的確なものを作成しなければならないことが認められる。

また、これら作成委員は、試験問題等が公開されないという共通認識のもとにその作成作業を行っていたことも認められる。

こうした試験問題等の作成の現状からすれば、本件公文書を公開した場合、安易な出題であるとか、難問、奇問であるといった批判や苦情が出されることが予想され、教科によっては作成委

員が容易に特定される場合もあり得ることから、その批判等が、直接その作成者に向かられる可能性も大きい。

そうすると、現在でも本来の業務に付加する形で試験問題等の作成作業を行い、その精神的・物理的負担が大きい作成委員に対し、更に重い負担を強いることになるため、現体制のもとで試験問題等を公開するとなれば、作成委員の確保が難しくなるなど、短期間に行わなければならぬいその作成作業に重大な影響を与え、今後の試験問題等の作成が困難になることが予想されるので、本件公文書を公開した場合には、本号（一）の「当該又は同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれ」があると認められる。

したがって、本件公文書は、本号に該当する。

なお、本件公文書についての実施機関の非公開決定は、条例第6条第1項第4号(一)の「事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」、「当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの」、「特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの」及び「関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあるもの」のいずれにも該当する情報であることを理由とするものであるが、これらの理由のうちの一つに当たるとして条例第6条第1項第4号に該当するとした以上、それ以外の理由の当否については判断するまでもなく、実施機関の本件非公開決定は妥当であると判断した。

第6 審査の処理経過

別紙3記載のとおり

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成9年3月5日付け及び同年5月9日付けで秋田県教育委員会がなした非公開決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

3 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 「当該又は同種の事務事業の目的が損なわれること」について

① このことについて、県教育委員会は「情報公開事務の手引き」を恣意的に拡大解釈している。「実施する意味を喪失するおそれのある」のは、「試験問題」と「各種試験問題採点基準」を事前に公開した場合であって、条例の趣旨もそのことを意味している。

試験は、毎年同じ内容の問題を反復するものではなく、したがって、「継続」もこの際は該当しない。「施行後」については、問題になる性質のものではない。

② 公開されると受験者は、筆答試験の「傾向と対策のみに注意を払い」という県教育委員会の主張は、受験者の人格を傷つける一方的な決め付けである。

むしろ正々堂々と公開することで、逆に「選考」にまつわる不安・不信感が払拭され、受験者にも安心感を与え、行政の公正な選考の在り方に信頼が高まり、県民の期待にも答えることになる。

(2) 「特定のものに不当な利益又は不利益が生ずること」について

「試験問題」の公開を求めたのは、受験者や県民の間に、選考が密室で行われており、何を基準にして判定が行われるのか分からぬという不安感と、採用に関わって不正（情実・縁故採用等）が行われているのではないかという様々な風聞を取り扱って公正・公明な選考が行われてほしいとの思いからである。

筆答試験の「問題」が毎年同じであるはずはあり得ない。実施前の「試験問題」ならいざ知らず、実施後に公開したことで請求した者とそうでない者の間に不公平が生ずるなどあり得ないことである。

選考が真に客観的に公正に行われているものであるならば、その証しとして、まず客観的な点数として表れる「筆答試験問題」を率先して堂々と公開することによってこそ、選考に関わる不透明感を除き、受験者と県民の抱く不安や不信を払拭する道である。

そのうえに立って、教員としての資質能力をより的確に客観的に判定できるような選考法を作り上げて行くべきである。そのためには、第三者機関による「教員採用選考検討委員会」等、そのための対策はいくらでも考えることができる。

(3) 「関係当事者間の信頼関係が損なわれること」及び「事務事業の円滑な執行に支障が生ずること」について

試験問題の作成に当たって、「高い見識と人物的にも信頼のおける」委員を委嘱すべきことも、「過去の問題と重複しない」、「類似問題を作成しない」ために留意すべきことも当然のことである。

なお、県教育委員会は「公開することにより、重複・類似問題などの作成を避けるためのチェックにこれまで以上の労力と時間がかかる」とも述べている。しかし、一方で5年を超えた試験問題については「廃棄」した旨の通知を行った。

重複を避けるのであれば、5年を超えた試験問題も保存しなければチェックも極めて不十分なものになり、したがって、「廃棄」は矛盾したことになる。5年以上受験し続けている人も現実におり、「廃棄」すればこの方たちにはより一層過去の重複・類似問題が出てくる可能性が高まり、逆に不公平が生ずることにもなる。つまり、「廃棄」しないことで、より一層県教育委員会が意図する重複を避けることができるはずである。

作成委員の「過重な負担」を持ち出すのは、ことの本質からそれるものである。科学的・客観的に試せる「良問」の作成こそが大事であって、作成委員の労苦は大きいとしても、県民や受験者には直接関わりのことである。

「試験問題についての批判が出て、作成の当事者が精神的負担を強いられる」とも述べているが、何故にこのような主張を持ち出すのか理解に苦しむ。あえて言うなら、堂々と公開し、批判や多くの意見を得、克服してこそ、より優れた試験問題の作成が可能になると思う。

また、「公開をしないことを前提にして問題を作成している」としているが、公開しないことを前提にしなければならない法的な根拠があるのか。作成委員の名前は公表しないものであり、批判の矢面に立たされることはあり得ず、公開しない理由にはなり得ない。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

条例第6条第1項第4号該当性について

1 「当該又は同種の事務事業の目的が損なわれること」について

(1) 該当する具体例として、「情報公開の手引き」においては「公開することにより、予想どおりの成果が得られず、実施する意味を喪失するおそれのあるもの」として「各種試験問題採点基準」が例示されている。

これは、試験のように反復又は継続されるものにあっては、その執行後であっても該当するものである。

(2) 請求に係る公文書が公開されると、志願者は筆記試験問題の内容、審査内容にのみ注意を払い、その傾向と対策に専念するおそれがある。また、筆記試験の結果のみで自己採点することにつながり、多元化された選考方法により教育長が評価・判断した選考結果に対して誤解や不安を抱くおそれがあり、その結果、教諭等採用候補者選考試験に対する県民の信頼が損なわれる事態が予想される。

特に、教員を志願する学生が、深い学問的研究をせず、単に、教員採用試験に対応できる程度の学問研究しか行わないとすれば、戦後の開放性教員養成制度の理念を失い、全国の教員養成機関に甚大な悪影響を与えることになる。

本県では、教員として必要な資質能力を有した優秀な人材を求めていたが、上記のような理由により、優秀な人材を確保することが困難となり、事務事業の目的が損なわれるおそれが生ずる。

2 「特定のものに不当な利益又は不利益が生ずること」について

条例が公開請求者に求める権利は、請求者限りにおける文書の公開ということであって、行政庁に一般公開についての行為を求めるここまで規定しているものではないことから、あえて個別公開を認めるならば、公開請求した者だけが選考試験問題等を知り得ることとなる。

優秀な人材を確保する見地から、県内外を問わず広く全国から適任者を求めようとする教諭等採用候補者選考試験の趣旨を歪めることになる。

異議申立人は「県立高等学校の入学試験問題が、実施終了直後に公開されている現在、それが一部の者に不当な利益を生じているという非難を寡聞にして聞かない」と主張するが、基本的に選抜試験である高校入試と異なり、教諭等採用試験は、選考試験であり上記1及び下記3を鑑みても、公開した場合の弊害が大きく、教諭等採用候補者選考試験問題は公開することができないものである。

3 「関係当事者間の信頼関係が損なわれること」及び「事務事業の円滑な執行に支障が生ずること」について

試験問題の作成に当たっては、高度の秘密保持と短期間での完了の必要性から、教育委員会事務職員、公立学校教員等の中から、高い見識と豊富な知識を有し、人物的にも信頼のおける必要最小限の委員に委嘱し、通常の職務に付加した形で実施している。

試験問題は、知識の量、記憶力を問うものや、過度に高度な専門的知識を問うものに偏らず、広く教員として求められる資質能力を見極めることができない良問でなければならない。また、過去に出題された問題と重複しないよう、類似問題を作成しないよう留意しなければならない。しかし、教員に必要な基本的教養問題は、過去に出題された内容や類似的内容の問題が作成されることもあり得る。

現在、問題は限られた人員及び限られた時間の中で作成される（平成9年度採用分は、67種類）ため、作成委員は、過重な負担を強いられているのが実情である。

公開されることにより、類似問題などの作成を避けるためのチェック等これまで以上に労力と時間がかかることになる。

また、公開することにより、試験問題についての批判が出てくることも予想され、教科によっては試験問題作成者が推定されることにより、作成の当事者として精神的負担を強いられることは容易に想像することができる。

さらに、公開しないことを前提として問題を作成しているため、これを公開すれば、問題作成委員との信頼関係が著しく損なわれることは明らかである。

この結果、作成委員の辞退等も十分に予想され、試験問題作成者の確保が難しくなるなど、今後の試験問題の作成が極めて困難となり、選考審査事務の円滑又は効率的な実施に重大な支障が生ずる。

なお、仮に試験問題を公開するとなれば、問題作成委員の大幅な増員等高校入試問題作成並の体制を敷く必要があるが、教員の定数が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づく「学校職員の定数に関する条例」と「秋田県職員定数条例」により制限されていることからすれば、現行法上の枠組みでは極めて困難であると言わざるを得ない。

(別紙3)

審査の処理経過

年月日	処理内容
平成9年 5月14日	・ 諒問（第47号、平成9年度採用予定の試験問題等）
平成9年 7月28日	・ 諒問（第50号～第54号、平成5～8年度採用予定の試験問題等）
平成10年 1月16日	・ 実施機関（教育庁高校教育課）から非公開理由説明書の受理
平成10年 3月13日	・ 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成10年 6月12日 (第66回審査会)	・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成10年 6月25日 (第67回審査会)	・ 審議
平成10年 7月 9日 (第68回審査会)	・ 審議
平成10年10月15日 (第71回審査会)	・ 審議
平成10年10月29日 (第72回審査会)	・ 審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁護士
	小賀野 晶 一	秋田大学教育文化学部教授
	平 川 信 夫	弁護士
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成10年11月20日現在)